

頭髪・服装規定 (R6年度)

1 頭髪の規定

①加工の禁止

例 パーマ、アイロンでの加工、染色、エクステンション等

②特異な髪型の禁止 (学校生活にふさわしいものとする)

例) 剃り込み、編み込み、過度な刈り上げ、整髪料の使用等
過度な刈り上げの例を写真で示す↓



③ 前髪→目にかからない

④ 横髪→耳にかからない、もみあげは耳たぶを越えない。

⑤ 後髪→襟にかからない (生え際から指2本分を目安とする)、前から見えない。

女子向け 横髪・後髪→肩にかかる場合は束ねる。(後ろだけで結ぶ。前から見えない。)

⑥ 髪止め・ゴム→色は黒・紺・茶。

※ 眉毛に関しては、形に手を加えない。長さを変えたりしない。

極端な加工の例を示す。



まゆげの形が変形している



まゆげの長さが極端に短い



眉尻が短い加工になっている

2 履物規定

履物は原則として白・黒色を基調とした靴とし、サンダルの使用は認めない。

上履きは令和6年度より新しいデザインとなる。必ず記名すること。※上履きに名前以外を記入しない。

※新2・3年生の上靴再購入は、新デザインの上靴を再購入すること。

※値段の均一化のため、統一した見解で新しい上靴の購入をお願いします。

3 服装規定

制服は本校指定のものを着用する。(制服の改造は禁止)

*ジャケット(エンジ)、パンツ(グレー)、シャツ(正装ホワイト)、ネクタイ(エンジ)

*指定セーター(ホワイト・グレー) R6年度よりネイビー追加

(1) 正装時

正装は、必ずジャケットとネクタイを着用する。長袖指定シャツは白色とし、指定セーターを着用しても良い。

夏の正装は、半袖指定シャツを白色とする。学校で正装と指定する式典(入学式・卒業式・始業式・終業

式・修了式)は必ず正装とする。

(2) 通常時

正装を基本とするが、シャツ色の選択とネクタイの脱着が選択できる。

長袖指定シャツは、ピンク・イエロー色を希望購入として選択できる。半袖指定シャツはネイビー・ブルー色を希望購入として選択する。ネクタイの装着については、自由とするが、装着する場合は正しく装着する。

(3) 冬・夏の服装期間 <本校では移行期間を設けてはいないが基準を示す例として>

- ① ジャケット着用期間は、11月から4月までを基本とする。
- ② 夏の服装(半袖指定シャツ)期間は、7月から8月までを基本とする。
- ③ 衣替えは、本校指定の制服の組み合わせ、気候に合わせた服装とする。

(4) スラックスパンツ・スカート

スラックスパンツについては、かかとを踏まない長さとする。スカート丈は膝にかかる程度とする。

(5) ベルト

スラックスパンツを選択した場合は、必ず装着し、黒・紺・茶の無地とする。

(6) ソックス

色については白・黒・紺・グレーの無地もしくはワンポイントのものとする。冬期のみ黒・ベージュのストッキング・タイツ可とする。

(7) インナー

華やかな色・柄物は禁止とする。また、制服からはみ出ない形状とする。

(8) 防寒具

- ① 防寒着は華美でないものとし、登下校にふさわしいものとする。
- ② 防寒具の着用は、11月から3月までを原則とする。
- ③ マフラーは長いもの、派手なものは禁止する。

④ 校内において防寒着の着用は、原則禁止とする。

(登校、下校時は教室に入退出する前に着脱することを認める)

(9) 禁止事項

ピアス、アクセサリ、化粧、身体への健康被害を及ぼすもの。その他学校に不必要なもの。

(10) 調和のとれた制服の着こなし方について ※ふさわしくない例を示す。

タイツを着用せずにジャージを着用する・ジャケットの下にパーカーを着用する等



<その他事項について>

通学バッグは、本校指定のものとする。バッグに入らない場合は、サブバッグを使用する。

運動部活動については、申請があれば生徒指導課で検討する。

規定以外の制服（履物も含む）を着用する場合は、所定の異装許可願を提出すること。

以上、頭髪・服装規定については、生徒指導課会議、校則検討委員会で協議し、職員会議で決定する。

<個別に配慮を要する生徒について>

頭髪・服装規定について、配慮を要する場合は、保護者を含めて協議し、個別に対応する。